

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人高千穂学園
②設置大学名称	高千穂大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	03-3313-0141
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 23 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.takachiho.jp/outline/disclosure.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神・教育理念に基づき、教育目標を達成するための教学運営体制を学則等で定め、適切に運営しています。 「高千穂大学学則」第１条において、建学の精神、大学の使命・目的、各学部の教育目的を明文化し、大学ウェブサイト等を通じて広く社会に公表しています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「高千穂大学学則」第１条において３つのポリシーを明記し、入学から卒業までの学びの道筋をシラバス、履修要綱等で明確に示しています。また、学長をトップとする「学長室兼教育質保証運営委員会」において教育の質の向上と学修環境の整備に努めており、さらに「自己点検評価委員会規程」に基づく点検評価を実施しています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「高千穂大学学則」及び「学校法人高千穂学園寄附行為」において、学長の責務、副学長・学部長等の補佐体制、教授会の役割等を明確に定め、教学組織の権限と役割を明確化しています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	「事務組織規程」「大学の委員会に関する規程」等に基づき、教員と職員が適切に役割を分担し、連携・協力する体制を確保しています。教学委員会に担当事務局の職員が参加することにより、情報の共有化を図り、組織的かつ効果的な教職協働体制の確立に努めています。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	「高千穂大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、教員の資質向上に向けた組織的な研修（FD）、職員に対しても、必要な研修（SD）を適宜実施し、資質向上を図っています。また、理事・監事を対象とした研修も実施することにより、学校法人全体の価値の創造と持続的な発展の実現に取り組んでいます。これらの各研修については、各年度開始前に日程・研修内容を確定し、事業計画に明記しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「高千穂大学学則」及び「学校法人高千穂学園寄附行為」に定めた目的を達成するため、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、自己点検・評価活動を通じて進捗管理を行うことで、教育研究の質の向上と組織運営の強化を図っています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画および年次計画について、全学的な点検・評価活動を行うことにより進捗管理体制を確立しています。進捗状況は定期的に理事会等に報告され、必要に応じて計画の修正を行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、特色ある教育研究活動を実践し、その成果を社会に還元することで、社会の発展に貢献しています。 「高千穂大学学則」第1条に掲げる教育目的の達成を通じて、社会の要請に応える人材を育成しています。また、公開講座等を設け、社会人の学習機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「地域連携委員会」を設置し、地域連携を推進しています。「高千穂大学学則」第64条に基づき総合研究所及びアジア研究交流センターを設置し、「知の拠点」として研究成果を社会に還元し、また、公開講座、総合科目を一般に公開し、地域連携も図っています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	男女共同参画社会の実現及び多様性を受容する共生社会の実現に向け、全ての構成員の多様な価値観が尊重される環境整備に努めています。 男女共学の大学として、性別、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れています。「障がい学生支援規程」を整備して制度を確立し、「私費外国人留学生授業料減免奨学金制度」等、留学生支援も行って支援体制の充実に努めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人高千穂学園寄附行為」等に基づき、理事会の構成・運営方針を明確にし、意思決定の機動性と監督機能の適正性を確保しています。 「寄附行為」第七条において理事の選任方法と構成を定め、理事選任機関を理事会とすることで（同第六条）、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」において理事会と評議員会の権限と役割を明確に定め、重要事項決定における評議員会への意見聴取（同第三十七条）を義務付けるなど、協働と相互牽制の体制を確立しています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事がその責務を果たすために必要な情報は、事務局（総務部）を通じて適時適切に提供しています。また、理事・監事を対象とした研修機会を設けています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保し、組織の重層的なチェック体制を構築することで、監査機能の強化と監事機能の実質化を図っています。 「寄附行為」第二十三条及び第五十条において監事及び会計監査人の選任方法を定め、評議員会の決議によることとし、選任過程の透明性と独立性を確保しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査規程」及び「公的研究費内部監査規程」を定め、監事監査、会計監査、内部監査が相互に連携し、監査の実効性を高める体制を構築しています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事がその職務を適切に遂行できるよう、事務局を通じて必要な情報を提供し、監査業務を支援しています。また、理事・監事を対象とした研修機会を設けています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合について	「寄附行為」に基づき評議員会の構成・運営方針を明確にし、諮問機関としての機能の実質化と監督機能の強化

の考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	化を図っています。 「寄附行為」第三十二条において、評議員の選任方法、属性、構成を明確に定めており、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」において評議員会の招集、議決事項、評議員の責務を定め、理事会との適切な協働・牽制関係を構築し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員がその責務を果たすために必要な情報は、事務局を通じて適時適切に提供しています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害や法令違反等のリスクに対応するため、実効性のある危機管理体制を確立しています。 「災害対策委員会」において、災害対策本部や自衛消防組織の設置、緊急時の対応について定めている「防災等危機管理規程」に基づき、学生・教職員の安全確保と事業継続に努めています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「公益通報者保護規程」「ハラスメントの防止に関する規程」「公的研究費の適正管理に関する規程」等を整備し、コンプライアンス体制を構築しています。内部通報窓口を設置し、法令違反等の早期発見と是正に努めています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育研究活動や経営に係る情報を積極的に公開し、社会からの理解と信頼を得るよう努めています。 「情報公開規程」を策定し、公開する情報の範囲や方法を定め、情報公開を組織的に推進しています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ウェブサイトや履修要項、大学案内等の媒体を通じて、ステークホルダーが理解しやすい形で情報を提供するよう努めています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明